

## 兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

### ① 第三者評価機関名

株式会社 第三者評価
------------

10/11（水）評価者3名で、組織的・計画的・体系的・客観的・データに基づくチーム評価を

- ① 『兵庫県福祉サービス第三者評価基準・保育所版』（令和5年4月1日改訂）
- ② 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、『保育所保育指針』（平成30年4月1日施行）
- ③ 法令遵守の状況（コンプライアンス）
- ④ 園や法人のルール・マニュアル等に照らし合わせ実施しました。

### ② 施設・事業所情報

名称： 開明かしの木こども園	種別： 幼保連携型認定こども園
代表者氏名： 前田 由季子 園長	定員（利用人数）： 98 （ 95 ） 人
所在地： 尼崎市開明町3丁目22	
TEL (06)6411-8998	ホームページ： <a href="http://kashinoki-hoiku.com/">http://kashinoki-hoiku.com/</a>
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成10年（1998年）4月1日	
経営法人・設置主体（法人名）： 社会福祉法人 樫の木会	
職員数	常勤職員： 26 名 非常勤職員： 3 名
専門職員人数 *（ ）はうち 非常勤職員人数	(専門職の名称・人数)
	保育教諭 21 (1) 名 管理栄養士 1 (0) 名
	事務員 2 (0) 名 栄養士 1 (0) 名
	用務員 0 (1) 名 調理師 1 (1) 名
施設・設備の 概要	(幼児教育・保育室等) (設備等)
	保育室(0～5歳児)6、遊戯室1、多目的ルーム1、絵本室2、給食室1、ほふく室1、事務室2、学童室1 園庭、屋上園庭、トイレ6カ所、エレベーター、屋上プール、園庭遮光ネット、駐車場、駐輪場

### ご利用状況

1号認定	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児	計
定員	5人	5人	5人		15人
利用人数	4人	5人	8人	2人	19人

2号認定	5歳児	4歳児	3歳児	計
定員	18人	18人	20人	56人
利用人数	17人	14人	13人	44人

3号認定	2歳児	1歳児	0歳児	計
定員	15人	15人	12人	42人
利用人数	10人	12人	10人	32人

### ③ 理 念 ・ 基本方針

#### 保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者に信頼され、地域からも愛される保育園を目指します。

- 1 子どもの最善の利益の保障
- 2 保護者に信頼される心豊かな支援
- 3 地域に根ざした子育て支援の充実

#### 保育方針

保育にかかわる専門職同士が協力し、それぞれの専門性を発揮しながら、養護と教育の一体的な展開を図り、保育の内容の質を高め、充実させる。

豊かな環境の中で、子ども自ら興味・関心を持ってかかわったことへの充実感や達成感を味わわせ、心情、意欲、態度を養う。

子どもの生活を視野に入れ、家庭との連携を密にして、積極的に子どもの発達過程に応じた育ちを築き、保護者の共感を得て養育力の向上を支援する。

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、望ましい未来を作り出す力をつけ、小学校と情報交換したり、交流を密にしたりして積極的に連携していく。

### ④ 園の特徴的な取組

(1) クラスの垣根を越えて、全職員で「子どもに寄り添う丁寧な保育」、「肯定的な保育」、「子どもたちの主体的な活動ができるように関わる保育」、「職員間で声を掛け合うチームワーク保育」。チームワークの強化により安全面、取り組み面等も職員みんなで話し合い改善できるようになっている。保護者とのコミュニケーションを大切に、送迎時や、必要な時は時間を取って、相談を受ける。

(2) 姉妹園の栄養士と月1回「給食委員会」を開催し、献立等について話し合い作成しており、また、離乳食の進め方やアレルギー対応について管理栄養士と保育教諭で、毎年振り返り改善している。0歳児・食物アレルギーのある園児の保護者による献立表チェックを毎月実施している。

(3) 園内研修の充実・・・法人内での問題点・課題をいち早く察知し、改善に向けて園内研修を実施している。法人職員が同じ研修を受けることができるのは、当法人の強味である。また、受けた研修内容が現場で意識できるように、折に触れて会議等に盛り込み伝えている。個人の研修報告も園長が確認し、現場に活かせる内容は職員会議で報告してもらおう。年間を通して、こども保育環境研究所からの講師、武庫川女大学より先生の来ていただいて保育のご指導をいただいている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年5月15日（契約日）～ 10月17日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初受審 1 回

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

- (1) 園の「保育・教育目標」には『幼保連携認定こども園教育・保育要領』・『保育所保育指針』の「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す基礎を培うこと」という一文を掲げ、「健康な子ども」「仲間とともに育つ子ども」「心豊かな明るい子ども」「創造し表現する子ども」に育むために、職員はその専門性を発揮しながら、0歳から5歳まで一貫して子ども一人ひとりの個人差に配慮して、人権と主体性を重んじ、家庭的な雰囲気の中で慈しみ大切に育む教育・保育を日々実践していました。また職員は、自らの保育姿勢や園の様々な課題を抽出し、教育・保育内容の更なる向上のために、具体的に一つひとつ丁寧に見つめなおし改善に取り組む作業を、チーム一丸となって進めていました。
- (2) 明るい陽射しが差し込む大きな窓、広々とした廊下は、子どもが心地よくのびやか過ごせるように配慮され、乳児の探索活動や粗大運動を保障したり、絵本や小動物に触れることで情緒が育まれること等を願って、有効に活用していました。各保育室の遊びのコーナーでは、年齢発達を踏まえた遊びを子どもが主体的に展開できるように工夫されていました。また、幼児は、子どもの発達に応じて、年間を通じ専門講師による絵画、体育、英語指導を取り入れていました。
- (3) 「保育理念」の「保護者に信頼される心豊かな支援」を実践するために、今回の第三者評価に伴うアンケート調査結果を保護者に文書にて9/5付で配布していました。保護者の要望には、一つひとつ誠実に丁寧に答え、保護者との信頼関係を更に深めて教育・保育内容を充実していくとする姿勢が示されていました。
- (4) 2023年7月実施の保護者アンケート結果は、大変良い結果で日頃の幼児教育・保育の賜物です。総合評価満足度の5段階評価 園平均 4.8 ☆極めて高い満足度でした。第三者評価の保護者アンケート結果を通して、園として改善しようとする姿が意欲的で、職員全体で協力して行っていくという気持ちが伝わりました。これからもどんどん勢いのある園になると感じました。
- (5) 保護者には、親身になって送り迎え時に関わろうとする姿や、地域の方に対しては、園見学等を通して相談スペースにて子育ての相談対応をするという事で安心して過ごせる園だと感じました。

▼ 改善を求められる点 …… **b評価項目**等 園の伸びしろ とお考え下さい（詳細は本文）

- 1) 評価基準 9番 I章-4-(1)-② **③** 見える化された「改善計画書」が作成されていません。改善を職員全員で取り組み、当事者意識を持たせるもう一工夫が必要と感じました。
- 2) 評価基準 15番 II章-2-(1)-② **②③** 人事考課が実施されていません。
- 3) 評価基準 18番 II章-2-(3)-② **③④⑤** 各職員に見通しを持たせる年間の教育・研修計画がない。

- 4) 評価基準 39番 III章-1-(5)-③ ④ 園として備蓄を3日分確保するという事で、「備蓄リスト」と現物を確認しましたが、量的に3日分迄には達していませんでした。
- 5) 評価基準 43番 III章-2-(1)-② ① 園にはどんなマニュアルが在るのが一目で分かる「文書管理台帳」は未作成でした。園内発行、園外発行等に分類し、最新版管理が必要です。
- 6) 評価基準 A1 A章-1-(1)-① ④ 「全体的な計画」は、幼児教育・保育に関わる職員が参画して作成することが求められます。

等々

ドイツの哲学者フリードリヒ・ニーチェは、『汝の立つところ 深く掘れ、そこに必ず泉あり』と言っています。さあ～、これからだ！！ 「1に改善、2に改善、3・4が無くて、5に改善」

#### ⑥ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

○多くのアドバイスをいただき、より一層安全で美味しい給食を提供できるよう励もうと思いました。これからも、檜の木会の給食をより良いものにできたらと思います。(管理栄養士)

○評価が数字や文章でハッキリ出て、保育教諭たちの日頃の努力の結果が見える化されいい園に努めているんだなあという実感がわきました。認定こども園という場所で働くことは、どういう事か知る、また、どのような視点で診られているのかが今回受審したことで少し理解できとても勉強になりました。(事務職員)

○今回アドバイスいただいたことは改善していきたいと思えます。(主幹教諭)

○受審にあたり、書類の見直し等をしたことにより、全員で共通認識ができるようになり仕事の効率や保育にも繋がると思えます。何よりも今までよりもっと園の事をすることができ良かったです。今後強化していかないといけない所・みんなで考えていかなければならない所がより明確に見えました。また、自分たちがしているステキな所も再認識でき、そこは自信をもちながらさらによくしていければと思います。これから、取り組んでいくことで、子ども・保護者の方・職員みんなにとって、今まで以上に安心して楽しく過ごすことのできるステキな園にしていけたらと思います。(主幹教諭)

○自身の振り返り、出来ていなかった点の気づきになりました。

主幹保育教諭、事務職員、栄養士、現場の保育教諭にとっても檜の木の保育について意識、気づき、考える良い機会になったと思えます。教えていただいた事を園全体で周知・見える化し、教育・保育・保護者支援・子育て支援について、全保育教諭の底上げができるよう努めたいと考えます。(園長)

⑧各評価項目に係る第三者評価結果 別紙「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。  
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果																																																																								
I-1-1(1)	理念、基本方針が確立・周知されている。																																																																									
1	I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c																																																																								
<p>〈コメント〉</p> <p>保育理念・方針・目標はホームページや『パンフレット』、『入園のしおり』、『リクルートガイドブック』に明文化し、周知を図っています。</p> <p>職員には周知する研修を繰り返し、職員の行動規範となっています。また、日常的に目に触れるように玄関への掲示等を行っています。訪問調査時 10/11（水）の際に、各保育教諭・管理栄養士・調理師・事務員の脳裏に理念・方針が刻み込まれているか「筆記テスト」を行い、確認しました。その結果 ➡ 良く出来ていました。</p> <p>保護者には、『パンフレット』、『入園のしおり』を毎年入園式で配布したり、途中入園の方には面接の際に配布しています。また、保護者アンケート実施時に、理念や方針の認識度を調査しています。</p> <p><b>アウトカム (outcome) 評価 &lt; 園の取組み結果・方法に対する評価 &gt;</b></p> <p>評価基準1番 I-1-1(1)-① ⑤ 理念や方針を保護者等への周知が図られている。                  ⑥ 理念や方針の<u>周知状況を確認</u>し、継続的な取組を行っている。</p> <p>2023年7月実施 保護者アンケート結果より（総数 67世帯） <b>回収率 62/67 = 92.5%</b></p> <p>設問1 開明かしの木こども園 の 理念・方針をご存じですか？</p> <p><b>回答</b> ⑤よく知っている 7 (11.3%)    ④まあ知っている 36 (58.1%)                  ③どちらともいえない 10 (16.1%)    ②あまり知らない 7 (11.3%)    ①まったく知らない 2 (3.2%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>クラス</th> <th>⑤</th> <th>④</th> <th>③</th> <th>②</th> <th>①</th> <th>①</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>ひよこ組</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>りす組</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>うさぎ組</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>ぺんぎん組</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>4歳</td> <td>きりん組</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>らいおん組</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>7</td> <td>36</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>分析</b> ⇒ ⑤よく知っている 7 (11.3%) + ④まあ知っている 36 (58.1%) =合わせて 43 (69.4%)</p> <p>上記の結果を受け、園長は、限りなく100%を目指すと訪問当日に決意を語っていました。</p>			年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	①	計	0歳	ひよこ組	0	4	0	0	0	0	4	1歳	りす組	0	1	0	1	1	0	3	2歳	うさぎ組	1	2	1	2	0	0	6	3歳	ぺんぎん組	3	7	1	1	0	0	12	4歳	きりん組	1	11	5	1	0	0	18	5歳	らいおん組	2	11	3	2	1	0	19	合計		7	36	10	7	2	0	62
年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	①	計																																																																		
0歳	ひよこ組	0	4	0	0	0	0	4																																																																		
1歳	りす組	0	1	0	1	1	0	3																																																																		
2歳	うさぎ組	1	2	1	2	0	0	6																																																																		
3歳	ぺんぎん組	3	7	1	1	0	0	12																																																																		
4歳	きりん組	1	11	5	1	0	0	18																																																																		
5歳	らいおん組	2	11	3	2	1	0	19																																																																		
合計		7	36	10	7	2	0	62																																																																		

**\* 保護者の認識度は もう少し上げたい レベルです**

特に、 ②あまり知らない 7 (11.3%) ①まったく知らない 2 (3.2%) は改善したい

➤➤➤ ひと仕事終えた後の振り返りが重要です (実践や経験を思い出ではなくノウハウに致しましょう)

今後の取り組み方の一例

AA 想定する周知状況になっているか? BB どの程度の周知状況が目標なのか?  
 毎年、『理念』や『方針』の保護者への周知状況を保護者アンケート等で確認し、取り組み方法の妥当性を確認すると共に、⑤よく知っている + ④まあ知っている で合わせて 何%程度を目標値とするのか園内で議論され、数値による目標管理も合わせてご検討下さい。【 数値目標があると知恵が深まります 】

**I-2 経営状況の把握**

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
<p>市・県・こども家庭庁や保育協会等のHPから情報を得たり、社会福祉事業全体の動向や、市の『第4期 あまがさき地域福祉計画 令和4年度～8年度』、『第2期 尼崎市子ども・子育て支援事業計画』、『今後の尼崎市立幼稚園のあり方について 報告書 (2022年2月)』等の策定動向と内容を把握し分析しています。様々な言語・文化の違いを認め合ったインクルージョンな考え方で変化に対応しつつ、地域での園の課題を把握・分析に努め、園として何ができるかを慎重に考えながら取り組んでいます。</p> <p>また、アンケートの調査等で地域の子育てニーズを把握しています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
〈コメント〉		
<p>市内でも少子化 (合計特殊出生率: 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの: 1.26 過去最低 2022年、1.30 2021年)、保育者不足の影響で定員割れの傾向が出てきている為、理事長を中心に理事会・評議員会・園長との面談で対応策を検討し、1号認定の増員等で、幼児教育の攻めの経営を展開しようとしています。</p> <p>また、人材確保、育成については実行委員が月1回実施し改善・進捗状況を確認しています。</p>		

**I-3 事業計画の策定**

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		
<p>理念や基本方針の実現に向けた目標 (ビジョン) を明確にした「3か年計画」(2023年～2025年)を園長が理事長の確認のもと作成しています。</p> <p>項目は、1号認定受入れ目標、設備面、人材 (採用計画)・(育成計画)、子どもの人権研修・園内公開保育・園内</p>		

研修、教育・保育計画、環境整備（外）・（内）、地域交流・貢献、地域支援、災害対策、予算に分類しています。数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容で、定期的に見直しを行っています。

2023年度 前・後期保育の振り返りとカリキュラム・マネジメント、園庭玩具置き場の整備、第三者評価の受審、幼保小の連携（竹谷幼稚園・小学校）、だんじり祭りへの参加、職員安全ヘルメットの購入、災害用食料の補充 等々

2024年度 1号認定受入れ目標17名、3歳児クラスの机、椅子の見直し、必要な備品等の購入  
法人内の保育を知り保育教諭のクラス別交流、園庭玩具の整備、地域子育て相談室開園  
絵本コーナーの絵本充実（季節・行事の絵本、年齢別絵本、図鑑） 等々

2025年度 1号認定受入れ目標19名、法人内の人権・性教育、紙芝居の充実 等々

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
---	--------------------------------------	-------

〈コメント〉

職員の意見を踏まえ、園長が理事長の確認をへて「令和5年度 事業計画」を作成しています。項目として、1-令和5年度の重点項目、2-人材育成、3-食育・行事に対する取組等を設定し、定期的な見直しも行き、きめ細かく実施しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
---	---	-------

〈コメント〉

日頃から職員等や理事などの役員の意見を集約し「年度 事業計画」を策定し、理事会や評議員会で評価を行っています。また、事業計画は、会議等で職員に説明を行っています。重点目標についての進捗状況は法人内の園長会や理事会で報告し、職員と共有しています。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
---	-------------------------------------	-------

〈コメント〉

「年度 事業計画」を保育参加を行う等の機会に、園長、主幹保育教諭、保育教諭、事務員より保護者にねらいを送迎時等に伝えています。また、「事業計画」の方針や取り組み状況、行事の詳細を「園だより」や配付物・掲示物等でも伝えています。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
--	---------

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
---	---	-------

〈コメント〉

幼児教育・保育の質の向上に向けた取組として、組織的・計画的・体系的・継続的に毎年、法令『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』（平成三十年改正）、『同施行規則』（平成二十六年内閣府令第二号）の第二十三条（運営の状況に関する評価等）に沿って、教育及び保育並びに子育て支援事業の運営状況を、評価基準に沿って自己評価（細部に神が宿る）を行い、その結果の公表をHPで行っています。

また、法人内の全園で第三者評価を定期的受審しようとしています。

関連園受審済み： かしの木こども園 2016年4月 駅前かしの木保育園（コロナで休園中）2018年12月

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
---	--	-------

〈コメント〉

職員会議等を通じ、全職員で話し合いを積み重ね、課題の抽出・共有化し、「主たる園の課題」を策定し、打開策を共有化していました。ただ、見える化された「改善計画書」は作成されていません。見える化する事で、共通認識を明確にしたり、当事者意識を持たせたり、組織的・計画的・体系的な取り組みとしたり、優先順位や時系列（①1カ月以内、②1年以内に改善実施、③長期的な改善と分けたり）や各課題の実行責任者の明確化を期待します。園の伸びしろがこの項目に在ると感じました。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

園長の役割・責任は、『運営管理規程』（改定5版 令和5年4月1日施行）、「就業規則」、「重要事項説明書」に明記し、職員や保護者へ周知しています。  
有事（災害・事故等）の責任者が園長であること、不在時の権限委任についても『危機管理マニュアル』（2023年7月1日改訂）に明記しています。

園長のモットー： 一人ぼっちの保育教諭を作らない ♡ 【名刺に明記されています】

If you want to go fast, go alone. If you want to go far, go together.  
早く行きたければ一人で駆け、遠くへ行きたければみんなで行け アフリカの諺に習い、

園長は「みんなで遠くまで 行きたいそうです。」

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

理事長よりコンプライアンス（法令遵守）を厳命されており、園長は「遵守すべき法令一覧表」を作成し、職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。

訪問調査時 10/11（水）の際に、各保育教諭・管理栄養士・調理師・事務員の脳裏に関係法令が刻み込まれているか「筆記テスト」を行い、確認しました。その結果 ➡ 良くできていました。

☆ 保育教諭・管理栄養士・調理師・事務員が回答した関係法令の一部抜粋：

子ども・子育て支援法 ②認定こども園法 ③学校教育法 ④児童福祉法 ⑤社会福祉法 ⑥改正個人情報保護法（2022.4/1～） ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩改正食品衛生法 ⑪労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化、中小企業2022.4/1～） ⑫改正育児・介護休業法（2022.10/1～産後パパ育休） ⑬こども基本法（2023.4/1～）

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園長は、「教育・保育指導計画」を毎週添削し、アドバイスをしています。また、各教室の様子を観察し、計画通り実施しているか確認しています。月1回幼児・乳児会議で課題について職員間で分析し、危機管理は主幹保育教諭が聞き取りし、把握・改善しています。</p> <p>各職員の『知恵の蔵 叡知』を蓄えさせ、自信がより大きく育つように、園長がリーダーシップを発揮し指導しています。</p> <p>★ 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎を育む極めて大切な時期で、質の高い幼児教育・保育を受けることはその後の人生に良い影響を与えます。</p> <p>参考) ドイツの哲学者フリードリヒ・ニーチェの言葉 『汝の立つところ 深く掘れ、そこに必ず泉あり』</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>経営に関することは、理事会や法人内連絡会での決定事項を園長が実践しています。主幹保育教諭やクラスリーダーと相談しながら、働きやすい環境や理念・方針の実現の為、取組んでいます。ただ、カリキュラム・マネジメントへの取り組みがやや遅れている傾向にあるように感じました。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>幹部職員はコーディネーターによる研修を受け、人材育成等の現状の課題や確認をしています。月1回就職支援会議で話し合い、改善し、人材確保を実施している。また、短大・大学・養成校を定期的に訪問し関係づくりに努めています。特に、法人の採用サイトHPは、方針・メッセージ、施設一覧、はたらくイメージ、インタビュー、採用情報、実習情報等のページがあり、分かりやすく作成されていると感じました。</p> <p><a href="http://kashinoki-kai.com">社会福祉法人 榎の木会 採用サイト - 兵庫県尼崎 榎の木会グループ (kashinoki-kai.com)</a></p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「期待する職員像等」は『榎の木会が求める人物像』として明記し、人事基準は『評価マニュアル』（2018年8月作成）、「勤務評価シート」に記載し、職員会議・個人面談を通じて周知しています。</p> <p>ただ、評価基準の明確さが弱い為か、<b>人事基準に沿った職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を実際に評価した事の「客観的証拠」が確認出来ませんでした。</b>特に園長、主幹保育教諭への昇進プロセスは大きな人生の岐路です。難易度は高いですが、明確に見える化された人事考課の導入は、真摯に働く保育教諭の励</p>		

みになると思います。

「法人としては、人事考課の実施内容については、理解しており、現在は保育の質の向上のために、管理職の負担を考えており、法人としては進め方、様子をみている。」との理事長よりのコメントがありました。

★ 檜の木会が求める人物像

- 1) 目標を立ててコツコツ頑張れる人
- 2) オンとオフの切り替えができる人
- 3) 「まずやってみる」素直に話を聞ける人
- 4) 「こうなりたい」夢や憧れのある人

参考) 弊社のような零細・中小企業での社員の指導方法

①まずは長所を見出して褒める。 ②それから欠点に気づかせる。 ③ミスをなくすように指導する。  
この順番を間違えてはいけない、と教えられました。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

有給休暇の取得状況・消化率、時間外労働、疾病状況を記録し、主幹保育教諭と事務でダブルチェックをしています。インフルエンザワクチン接種補助、職員同士の親睦を高める為の会食等の補助等実施しています。休暇取得の促進、短時間勤務の導入、時間外労働の削減、週休二日制を導入し、全クラス複数担任配置、休憩時間の確保、体調や家庭の事情による早退など安心して対応できるようにしています。

参考) 改正労働施策総合推進法 公布：令和2年6月1日 施行：令和4年4月1日) による  
事業主がハラスメントを防止するために講ずべき措置11項目

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- (1) ハラスメントの内容・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。
- (2) 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、周知・啓発すること。

相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- (3) 相談窓口をあらかじめ定めること。
- (4) 窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- (5) 相談の申出があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- (6) 事実確認ができた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- (7) 事実確認ができた場合は、速やかに行為者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- (8) 再発防止に向けた措置を講ずること

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因となる要因を解消するための措置

- (9) 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること。  
プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止
- (10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- (11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益取扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発すること。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『スタッフマニュアル』(2021年)を作成し、コーディネーターによる園内研修や職員会議で理想の職員像を話し合い、意識を統一しています。年2～3回個人面談を実施し、個別の研修計画を立てたり、振り返りや次年度の目標や課題を聞き思いや進捗状況の確認を行っています。『スタッフマニュアル』の出来栄は、大変良いです。</p> <p>弊社の経験では、一芸に秀でた人(どんな小さな事でも良い)が、気づけば他の技・スキルも身につけ、さらに一流のプロフェッショナル保育教諭として磨きをかける。一つを極めた人にとっては、別の分野でも「何をどうやれば結果が残せるか」が見えやすくなる。そして、一芸で得た「自分は出来る!」という「自分自身に対する信頼=自信」が、別の分野でも自分を磨く時の余裕となる。一芸があれば、他の分野も開くようです。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>職員の各職位で必要な研修を把握し、個別の研修はたくさん実施しているが、<b>「年度研修計画」がありませんでした。</b>もう一押しし、「年度研修計画」を作成し、体系的・より計画的なものとしたり、基本となる『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』や、作成している『マニュアル』を読み込む園内研修を盛り込んだり、定期的な計画の評価、見直し、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを実施出来るよう微調整して下さい。</p> <p>今後は、領域別保育内容の具体的な年間計画の作成や、実践の裏付けとなる理論を明確化し全職員で確認しあえるような研修、また何気ない日常の保育場面における子どもへの関わりを検証しあう研修等を取り入れ、系統だてた保育内容の改善や具体的な保育の姿勢の改善等に繋げていけるように、一人ひとりの職員が主体的に参画する手法を取り入れた園内研修を、年間計画を立てて実施していくことを期待します。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>研修ファイルを全員に配布したり、個人のスキル・適性をふまえて研修に参加したり、市や県の研修や保育士協会等の外部研修に参加したり活発に実施しています。シフトや勤務状況を勘案して、園外研修への参加や園内研修を実施しています。園内研修では、具体的な教育・保育実践に結び付く内容を、講師を招聘して継続的に行っていました。また各種研修にも参加しやすい職員間の連携が築かれていました。研修内容を共有し、実践に活かしていくように、きめ細かに伝達し合う機会がありました。</p> <p><b>参考)</b> 認定こども園は時代の最先端にあり、保育教諭は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。ラテン語に「仕事の完成よりも、仕事をする人の完成」という言葉があるそうです。一生懸命な幼児教育・保育業務を通じて人格の完成を目指すよう職員をご指導下さい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>公益社団法人 兵庫県保育協会の『保育実習・教育実習生 受け入れ てびき』(2020年3月作成 ver.1)に基づき実習を受け入れ、『オリエンテーションのしおり』を作成し、積極的に取り組んでいます。直近3カ年はコロナ禍でしたが、何とか実習生を受け入れ、養成校と連携を取りながら進めています。園長・主幹保育教諭より、指導を担当する職員に研修を行って標準化し、本人の意向も取り入れて担当クラスを決め、一貫した指導が出来るようにしています。又、実習校との連携をとり巡回指導の教員との面談の機会を設けています。</p>		

子どもが幸せを感じる為に、子どもが「生まれてきて良かった」と少しでも思えるように、どうやったら子どもの心に火が付くのかを一人ひとりに合わせて考え続けていく等、保育教諭の役割と責任（大変な事は一杯ある、いろいろな苦勞もする、でも本当に大事な仕事なんだ）を教育保育実践を通じて、実習生に伝えようとしています。

\* 直近3カ年 実習生受け入れ実績 2022年度 3人 2021年度 5人 2020年度 2人

★ 評価者より若い人たちへ

「自分の好きな仕事を求めるよりも（青い鳥は居ない）、与えられた仕事を好きになる」

好きになれば、どんな苦勞も厭わず、努力を努力と思わず、仕事に打ち込めるようになる。

仕事に打ち込めるようになれば、おのずと力がついていく。

力がついていけば、必ず成果を生む。

成果が出れば、周囲から評価される。

評価されれば、さらに仕事が好きになる。こうして好循環が始まる。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されようとしています。</p> <p>ただ、ホームページ等の活用により、法人、園の理念や基本方針、保育の内容、予算、決算情報が適切に公開されていますが、「事業計画」や「事業報告」が公開されていませんでした。</p> <p>【 財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況 】</p> <p>10/11 現在（令和4年4月1日～令和5年3月31日 決算情報等）</p> <p>① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額</p> <p>参考) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム</p> <p><a href="http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukai_ji/pub/PUB0200000E00.do">http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukai_ji/pub/PUB0200000E00.do</a></p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>理事長自ら、税理士資格を保有し、客観性を担保する為、別途税理士にも依頼し、法人事務局が経理・取引等を担っています。園の事務との職務分掌や権限・責任が明確になっています。園の事務職はカップ捕獲許可を持ち、優秀な人財と感じました。彼女の名刺には、好奇心なら誰にも負けません！とありました。その好奇心を生かし、幼児教育・保育、食の専門職の分野にも、率直な意見を伝え、園の強みを広げる・深める事を期待します。</p> <p>また、定期的に2名の監事による（内部）監査も実施されています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域との関わり方についての基本的な考え方を「全体的な計画」に記載しています。地域の情報（公園マップの作成等）や交流状況（祭り・だんじりへの参加、高齢者との交流等）、子育て支援相談の呼び掛けを「園だより」を配布したり、ホームページや園外の掲示板にて伝えています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『ボランティア受け入れマニュアル』を整備し、積極的に小学校の職場見学や中学校のトライやるウィークの受け入れを行っています。主幹保育教諭が受入れ前に職員会議で意義や方針を説明し、中学生にオリエンテーションを実施しています。その際、子どもとの接し方、かしの木として大事にしていることを伝えたり、子ども一人ひとりの対応、小さな変化を見落とさないように注意点も伝えています。</p> <p>中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育教諭の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力ともなっていたようです。中学生が乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。</p> <p><b>* 直近3カ年 ボランティア受け入れ実績</b>    2022年度 2人    2021年度 2人    2020年度 2人</p> <p><b>参考)</b></p> <p>小学校の職場体験は、生徒達が赴く職場によって、得られる成果の格差が大きいと言われていています。職場体験の趣旨をよく理解している認定こども園や保育園のような職場に行けば、生徒達は仕事に取り組む達成感や生きがい、喜びを覚え、将来の夢や目標を描くことが出来ます。さあ～、生徒達の未来の為に、きっちり準備しましょう。</p> <p>また、保育教諭や保育士と言う職業は、小中学生の頃までは女の子に人気の高い職業だとは思いますが、その後、低下する。やりがいを感じてもらって将来の職業選択の1つとして考えてもらったり、進路に悩む中学生に幼児教育・保育の仕事の魅力を積極的にアピール出来れば良いですね。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「お散歩マップ」に社会資源に関する内容を組み込み、作成する事を検討しています。児童相談所、医療機関、小学校と適切に連携しています。また、地域は歴史文化財（尼崎城や寺町）が多く、地域の文化に触れる為に行事（新能や節分寺あかり等）をお知らせし、興味関心が持てるように工夫されています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>幼・保・小の連絡会、地域の保育園、認定こども園からなるオールあまっこに参加し、地域の子ども達や環境の把</p>		

握情報共有に努めています。また、園内で園児の保護者向けにベビーマッサージを行い、園見学や園庭開放に来られた地域の子育て家庭には、悩み事を共に考え子育て相談を実施しています。地域の子育て家庭と触れ合う機会に地域のニーズを把握するアンケートを実施予定としています。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a・b・c

〈コメント〉

令和5年から子育て支援室を開設予定としています。地域の子育て支援として、月2回の園庭開放、園見学の際に子育て相談を実施しています。地域の防災対策を考える機会に参加し、福祉的に支援を必要とする方々の情報を得て、こども園としての役割をさらに法人として今後検討しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園の理念、方針に「子ども一人ひとりを大切に」を掲げ、人権を尊重した姿勢を徹底し、職員室や各保育室にも掲示しています。月案・週案・個別指導計画に反映し、倫理委員会を定期的にかけて、日常の保育の点検をしています。様々な国籍の子が在籍しており、アプリや「個別ノート」等を使い丁寧に行っています。また一人ひとりを尊重し子どもの態度、色・遊び方など性差への固定的な観念を植えつけないように配慮しています。保育の中で、人権に関する紙芝居を子どもたちに伝える事で意識できるように取り入れ、またトラブルが起きた時は仲介に入り、相手がどんな気持ちでいるか等、お互いの気持ちに寄り添いながら考えていくようにしています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護については、『<b>プライバシー保護マニュアル</b>』（作成中）、『<b>児童虐待防止対応マニュアル</b>』に記載しています。年に1回会議を開き、「重要事項説明書」を全職員に配布し、周知しています。着替えや身体計測は外部から見えない場所で行っています。また、水遊びの際はテントに遮光ネットを巻き、テントの中で服を脱ぐようにしています。保護者には、入園時に「重要事項説明書」にてプライバシー保護を伝えています。プライバシー保護に関しては、一つひとつ事案に関して慎重に対応し、周知しています。<b>子どもや保護者のプライバシーやジェンダーについての取り組みを今現在職員が勉強中で、強化予定です。</b></p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園の理念、方針、保育内容等は、市役所の資料配布場所に置いてあり、また市や園のホームページに掲載し、広く情報発信しています。見学や体験利用を随時受け付けており、その際に「パンフレット」や「入園のしおり」を基に丁寧に説明しています。園庭開放も始めています。毎年12月～1月にホームページやパンフレットを見直しています。</p> <p>尼崎市役所HP 中央地区 施設案内 開明かしの木こども園（幼保）</p> <p><a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/map/1000376/1030724/1000502.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/map/1000376/1030724/1000502.html</a></p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>入園前面接時に、「重要事項説明書」、「入園のしおり」を用いて詳細に、かつ、理解状況を確認しながらゆっくり丁寧に説明しています。保護者への説明後、同意書に内容を理解した旨のサインをもらっています。また、その同意書は保護者と園とそれぞれ1枚ずつ保管できるようにしています。変更時には、該当箇所に色付きのラインマーカーを引き明確にして再度配布しています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

〈コメント〉

「引き継ぎ書」を作成し、変更先の園に送っています。園の利用が終了した後も、園として子どもや保護者が相談できるように園長や事務が窓口となっています。  
 「いつでもご相談に来て下さい」と伝え、今年度から重要事項の文章の中に卒園後も引き続き子育てを一緒にしていきましょうのメッセージを書き加えています。 【 かしの木地域支援室開設予定 】

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a・b・c

〈コメント〉

- (1) 日々の教育・保育の中で、子どもの満足度を把握したり、送迎時の子どもの様子を伝える中で、保護者の意向を聞いたりしています。毎年6月、11月に全園児対象に希望者のみ面談をしています。  
 (11月の予定は5歳児全員、及び、気になる保護者、園児には面談できるように上手く言葉掛けし実施)
- (2) 今回、2023年7月に実施した50項目に及ぶ保護者アンケート結果は、92.5%の大変高い回収率（62件回収/67件配付）で、その内容は、極めて高い保護者満足度となっていました。また、9/5付での保護者への報告「第三者評価に伴うアンケート調査の結果」は良い出来映えです。第三者評価の保護者アンケート結果を通して、園として改善しようとする姿が意欲的で、職員全体で協力して行っていこうという気持ちが伝わりました。これからもどんどん勢いのある園になると感じました。

年齢・クラス(組)	回収	配付	回収率(%)	満足度(5点満点)
0歳児 ひよこ	4	5	80	4.8
1歳児 りす	3	3	100	4.3
2歳児 うさぎ	6	6	100	5 満点
3歳児 ペんぎん	12	14	85.7	4.7
4歳児 きりん	18	18	100	4.7
5歳児 らいおん	19	21	90.5	4.8
園平均	62	67	92.5	平均 4.8

( 兄弟が居る場合は、兄弟の園児で配付・提出 )

☆☆☆ 保護者が感じている “ 開明かしの木こども園 ” の魅力の一部抜粋 ☆☆☆

- 0歳児 ひよこ組 他のクラスはわからないが、0歳児クラスは、先生も多く手厚いと思う。
- 1歳児 りす組 環境整備もしっかりされており、とても過ごしやすい。また、建物内だけでなく、園庭も熱中症対策に配慮されていて、安心して就業することが出来る。
- 2歳児 うさぎ組 先生方がみなさん気持ちよく笑顔で挨拶して下さり、子供達も真似して挨拶するようになった。夕方、仕事で疲れていても癒される。
- 3歳児 ペんぎん組 遊びを通じて学べる。
- 4歳児 きりん組 子供達が、のびのび楽しく過ごせるよう工夫されている。
- 5歳児 らいおん組 絵画・英語・体育あそび等、園外からの講師による学びがあるところが良い。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a・b・c

〈コメント〉

『苦情解決システム』に、苦情受付 主幹保育教諭、責任者 園長、第三者委員 2名（連絡先等も明記）を設置してい

ます。その仕組みは、「重要事項説明書」に記載し保護者に説明し、園内に掲示しています。苦情、要望等を受け付けた際は、全職員に周知し早急な対応を行い、保護者に必ずフィードバックしています。(HP、お便り、園内掲示)経過については「苦情相談記録」に記載し保管しています。苦情、相談等の内容に基づき、職員で話し合いを深め、保育内容の改善に努めています。また、同じような事が繰り返さないように、苦情内容や結果をプライバシーに配慮した上で玄関横の掲示板で公表しています。

35 III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 a・b・c

〈コメント〉

入園案内の際や「重要事項説明書」にてクラス担任、園長、主幹保育教諭等誰にでも相談できる体制があることを伝え、第三者委員の設置についても説明を行っています。その主旨を「園だより」にも定期的に記載しています。

また、保護者からの相談・意見を受けた際は、プライバシーを守るように配慮しゆっくり話せる場所「相談スペース」を確保しています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。

☆ 2023年7月に実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 62件 】

設問42番 ・ 園長や教諭に対して不満や要望を気軽に言うことができますか？

→回答 はい 40 (64.5%)      どちらともいえない 15 (24.2%)  
 いいえ 4 (6.5%)      わからない 3 (4.8%)

設問43番 ・ 不満や要望には的確に答えてくれますか？

→回答 はい 44 (71.0%)      どちらともいえない 9 (14.5%)  
 いいえ 1 (1.6%)      わからない 8 (12.9%)

36 III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 a・b・c

〈コメント〉

職員は、日々の送迎時の対話、「連絡ノート」等の日々のコミュニケーションや信頼関係を築くことを大切にし、保護者が話しやすい関係性の環境構築に配慮しています。保護者からの相談や意見を受けた場合の手順は、『苦情解決システム』に記載し、保護者には1週間以内に対応状況を報告し、対応に時間がかかる場合はその旨をお伝えするルールとしています。年2回個人懇談を行い、意見や相談しやすい環境づくりに努め、保護者アンケート結果を基に職員室前には自由に意見・要望を無記名で投函できるように『意見箱』を設置しています。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 a・b・c

〈コメント〉

『危機管理対応マニュアル』(2023年7月14日作成)を基に「学校安全計画」を作成し、リスクマネジメントに関する責任者を明確にしています。①SIDS研修、②プールの使用、熱中症対策の研修、③食事の誤飲誤嚥の研修を行い、心肺蘇生法の訓練も実施しています。「危機管理記録シート」、「事故発生記録票」を作成し、職員で情報・知恵の共有をしています。

(参考) ハインリッヒの法則 (1:29:300の法則)

1928年、アメリカの損害保険会社の安全技術者ハーバート・ウィリアム・ハインリッヒ氏が、50万件以上の事故事例を調査し1つの法則を導き出しました。「1件の重大災害の陰には、29件のかすり傷程度の軽災害があり、さらにその陰には300件のヒヤリハットした体験がある。」

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し取組を行って いる。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

園長を中心に体制を整備し、『感染症マニュアル』に対応策が記載されています。新型コロナウイルス感染症第9波 EG.5 エリス、インフルエンザ同時流行を警戒し、対応しています。  
また、『マニュアル』に基づいて、手洗い・うがい指導、園内清掃、玩具の消毒を行い、週に一度各クラス、オゾンをかけ、消毒に努めています。

☆ 2023年7月実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 62件 】

設問31番 感染症対策や衛生管理は適切に行われていると思いますか？  
⇒ 回答 はい 50 (80.6%) どちらともいえない 8 (12.9%) わからない 4 (6.5%)

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

必ず不意打ちで発生する大規模地震 東南海・南海地震（海溝型地震）マグニチュード 8.5、六甲・淡路島断層帯地震（活断層地震）マグニチュード 7.9 や、気候変動により年々激化する線状降水帯、激しい雨（1時間30mm以上）等の集中豪雨への備えは、尼崎市の、『揺れやすさマップ（市城南東部）』、『地域の危険度マップ』や『猪名川・藻川洪水ハザードマップ（令和5年4月）』、『武庫川洪水ハザードマップ（令和5年4月）』、『津波ハザードマップ（令和5年4月）』の想定津波（5m以上）・浸水（1m～3m未満）を参考に、『南海トラフ地震・津波・土砂災害等減災マニュアル』に従い、毎月避難訓練を実施しています。落下防止処置の棚を設置したり、高い所に物を置かないようにしたり、遊戯室に設置しているピアノに耐震インシュレーターにて耐震・防振対策を実施しています。また、園長・事務員より、M社製のエレベーターの地震時の対応事項をヒアリングしました。

「備蓄リスト」を作成し、水（2L/人・日）食品（アレルギー児童に配慮し全員が食べられる物を用意）簡易トイレ等、保管状態や賞味期限を管理しています。園として備蓄を3日分確保するという事で、「備蓄リスト」と現物を確認しましたが、量的に3日分迄には達していませんでした。また、避難場所をHPに記載していますが、記載の仕方に考慮の余地があると感じました。

参考) 気象庁や国土交通省は、激甚化の一途をたどる豪雨に対し、2022年に全国のハザードマップの被害想定を“百年に一度の雨”から“千年に一度の雨”に切り替え防災計画の大転換を図りました。また、2023年5月 全国各地（石川県、千葉・茨城県、鹿児島・トカラ列島近海、東京都新島近海）で震度5-6クラスの地震が相次ぎ発生しました。『大地からの警告』かもしれません。これからも、正しく恐れ、備え（防災は事前の準備・訓練が8割）をお願いします。

【 1923年（大正12年）9月1日発生の関東大震災から100年、1995年1月の阪神・淡路大震災から28年、2011年3月の東日本大震災から12年目です 】

参考) 「関東大震災から100年」特設サイト 気象庁、内閣府（防災）HP  
<https://www.bousai.go.jp/kantou100/index.html>

40	III-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、 全職員にも周知している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

厚生労働省作成の『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日付け改訂）と同等以上の法人独自の『食中毒マニュアル』（2023年7月1日作成）がありました。  
マニュアルに基づき、食中毒に関する研修を報告し、厨房内で周知していました。全職員が周知できるように、食

中毒が流行する時期等に研修を行う事で、食中毒を防げる事ができ、一人ひとりが意識して保育ができると感じました。マニュアルは、年1回見直しを行っています。

【 改訂された食品衛生法（公布：2018年6月13日 施行：2020年6月1日 猶予期間1年 全面施行：2021年6月）  
HACCP（ハザード Hazard 危害 Analysis 分析 Critical 重要 Control 管理 Point 点）  
への対応状況 】

管理栄養士を中心に、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を学び、「計画書」を作成中でした。

41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

不審者対応では、『不審者対応マニュアル』（2023年7月1日）に記載があり、年間の避難訓練計画に基づき、警察官の協力も得て、不審者侵入時に対応した訓練を年3回実施し、記録しています。警察官が設定を考え、不審者が刃物を持った想定での対応を教わったり、様々な設定の対応を職員が教わっています。マニュアルは、年1回の見直しを行っています。ただ、保護者アンケート結果より実施状況を保護者に伝える力が弱いかもしれません。強化が必要です。

☆ 2023年7月実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 62件 】

設問29番 外部からの不審者侵入に対する備えは万全だと思いますか？

⇒ 回答 はい 31 (50%)      どちらともいえない 22 (35.5%)  
いいえ 2 (3.2%)      わからない 6 (9.7%)      未記入 1 (1.6%)

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

「保育理念」「保育方針」「保育目標」に基づき、保育の基本姿勢をはじめ、登園/受入れ時、お迎え時、食事、遊び、保護者との連携、子育て支援等の具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法が『マニュアル』として作成されていました。

園長、主幹保育教諭は、幼児教育・保育の質を維持し標準的な実施方法にもとづいて保育をしているか、確認し職員を指導しています。

43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

随時各種会議を行い、日々の幼児教育・保育の振り返りや見直しについて話し合いを重ねています。マニュアルの定期的な見直し、改訂は実施されています。今回の受審を機に、さらに子どもや保護者の声や姿、職員からの意見や提案を反映して振り返り、見直しを行い、作成・改訂に活かしています。ただ、園にはどんなマニュアルが在るのが一目で分かる「文書管理台帳」は未作成でした。園内発行、園外発行等に分類し、最新版管理が必要です。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に作成している。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

適切な福祉サービスを実施するために、子どもと保護者について、発達段階や家庭環境等、個別の状況を踏まえ、保育実施上のニーズを正しく評価、分析し、「全体的な計画」に基づき「指導計画」を各クラス担任が作成し、主幹保育教諭・園長が確認しています。食事関係は厨房職員に相談したり、気になる家庭は児童相談所に報告・連絡・相談し、発達など気になる子は市の保健師や同系列のかしのき児童発達支援センターに相談し、アドバイスをもらったりして保育のための協議を行っています。

45 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a・b・c

〈コメント〉

「月案」、「日誌」や「各種指導計画」は、子どもの状況や保護者ニーズ等踏まえ、毎月定例で職員会議を行い、課題を明確にしています。

P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) の改善サイクルが機能するように、省察で振り返りを行っています。また、特別に支援を要する子ども・家庭的に支援の要る場合は丁寧に話し合っています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

46 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a・b・c

〈コメント〉

子どもの発達の様子や家庭環境を踏まえた幼児教育・保育の実施状況は、「児童票」や個人記録「身体計測」「健診診断」「予防接種」等、統一された様式に記録しています。園長・主幹保育教諭がその記録内容や書き方のバラツキを最小限にする為、定期的にチェックし、指導計画通り教育・保育が実施出来ているか観察しています。

職員会議月1回、乳児会議月1回、幼児会議月1回、給食会議&避難訓練の振り返りを月1回行い、各クラスの子どもや保護者に関する情報を伝え合い、課題を明確にし、対応などについて報告、検討しています。また、共通認識が必要な情報は、日々「職員ノート」や「ホワイトボード」に記載し、毎日の各クラスの連絡事項などを、全職員が確認できるようにしています。

47 III-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a・b・c

〈コメント〉

『個人情報保護規定』（平成28年1月1日作成）を整備し、目的外利用の禁止、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩防止等のルールを定めています。個人情報に関わる全ての書類は、職員室にて保管、厳正に管理しています。職員には園内研修で記録の管理や写真の取り扱い等、個人情報保護を遵守徹底するための園内研修を実施していました。保護者には入園時や「園便り」、「重要事項説明書」にて個人情報の保護と開示方法を伝えています。

**参考1)**「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月12日公布）【2022年4月1日施行】への対応では、保有する個人情報の数を計算し、万一、1,000人を超える漏えいが発生した場合、個人情報保護委員会への報告が義務化された事の職員への周知が必要です。評価基準では、欠落していますが、あらかじめ保有する個人情報の数（人数）、情報の種類（氏名・生年月日、住所等）、保存媒体（紙・記録名 or DATA・ファイル名）等の把握は必須です。

**参考2)** 改正個人情報保護法で事業者の漏えい事案の報告が義務化されたことにより、報告件数が前年度の1,042件から約4倍の4,217件に急増したと報告されています。

万一、1,000人を超える漏えい等が発生した場合、園長や理事長による記者会見、自主的な園長による賞与返上等、想像を絶する事態も考えられますので、ご用心！！ご用心！！

個人情報保護委員会HP 令和4年度 年次報告の概要について（令和5年6月）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/050609\\_annual\\_report\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/050609_annual_report_gaiyou.pdf)

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c

特記事項

- (1) 「全体的な計画」は、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、「保育理念」「保育方針」「保育・教育目標」に基づき、子どもと家庭の状況、地域の実態を踏まえ、適切に編成されていました。「保育理念」では、「子どもの最善の利益の保障」「保護者に信頼される心豊かな支援」「地域に根差した子育て支援の充実」と明記され、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助し、子育てを支援することを園の使命として掲げていました。「年齢別指導計画」、「月案」、「週案」等は定期的に反省・評価を行っています。

今後、「全体的な計画」の作成にあたっては、保育に関わる職員が参画し、理論的根拠を明確にして編成し、実践に結び付けていくことを期待します。

【 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が要求するカリキュラム・マネジメントへの取組み状況 】

現在取り組んでおりませんが、今年度（令和5年度）から、10月末に各クラス前期の保育（4～9月）の振り返り、年度末2月（10～2月現在）に後期の保育の振り返りと、次年度に向けたクラス運営、クラスカラー強味や課題の確認の実施後、3月に職員と共に、「全体的な計画」と「開明かしの木こども園 保育マニュアル」の確認と見直しを行う。

- (2) 室内外の衛生管理を徹底するためのシステムがあり、毎日掃除チェック表に記入する等、常に清潔で適切な状態を保持していました。広々とした廊下には随所にソファや、ロフト、絵本コーナーを設置し、一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着いて過ごせる場を工夫して設けていました。各保育室は、生活と遊びの場を分け、心地よく過ごせるよう配慮していました。
- (3) 子ども一人ひとりの発達過程、家庭環境等をきめ細かく把握し、個性や特徴を温かく受け止め、育ちに合わせた関わりができるように配慮して保育を進めていました。人権研修を受講（R5.5.19実施）し、子どもへの接し方、言葉掛け等が適切に行われるように学んでいました。一人ひとりを尊重し受け止め、否定的な言葉掛けにならないようにつねに穏やかで分かりやすい肯定的な言葉掛けに努めていました。また、職員会議等で日々の保育を振り返り意見交換しあう機会を設けていました。
- (4) 子どもが基本的な生活習慣を身につけていけるように、一人ひとりの発達状況を確認し家庭と連携しながら、個人計画を作成し援助していました。援助に当たっては、子どもの主体性を重んじ、気持ちに寄り添いながら関わるように心掛けていました。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、生活のシーンに合わせて、子どもによく分かるように具体的に伝えるようにしていました。
- (5) 生き物の飼育・観察、季節の野菜の栽培活動等を通して、命の大切さやいたわる気持ちが育めるように配慮していました。『散歩マニュアル』を作成し計画的に行い、危険箇所、準備、ねらいを明確にして取り組んでいました。また、地域の歴史を知ったり、地域の様々な人々との交流が深まるような取り組みを実践していました。

園舎内の廊下は明るく広々としていて、子どもたちがロフトやソファでくつろいだり、様々な探索活動が展開できる場となっていました。各保育室では、絵本やままごと・役割遊び、机上遊び、構成遊び、造形遊び等、子どもの興味・関心をとらえ、様々な遊びを主体的に存分に取り組むことが出来るようにコーナーが準備されていて、様々な作品群が丁寧に展示されていました。保育教諭は、設定遊びと主体的な遊びをバランスよく取り入れ、子どもたちが創造力を豊かに発揮して遊びこめるように、思いを尊重し引き出すための援助を工夫して実践していました。

- (6) 0歳児の保育においては、発達過程に応じて、個別の指導計画を立て、家庭と連携を密にして、一人ひとりの育ちに合わせた保育を実践していました。保育室は、生活と遊びのコーナーが適切に配置されていました。遊びのコーナーでは、絵本、構成遊び、ママゴト遊び、手先の機能を促す遊び等、子どもの発達や興味関心を考慮しながら、好きな遊びを存分に楽しめるように、環境が整備されていました。
- (7) 1～2歳児の保育においては、基本的な生活習慣の形成に向けて、一人ひとりの発達状況を理解し、自分でしようとする姿を見守りながら適切な援助を行っていました。また自己肯定感が育まれるように、個々の思いや意欲を尊重し気

持ちに寄り添った言葉掛けや関わりをするように努めていました。探索活動や様々な運動遊びを存分にできるように、環境を整備していました。異年齢で交流する機会を取り入れたり、地域の方々等の関わりを大切にし、様々な人に温かく見守られていることを実感できるように配慮していました。

- (8) 3歳以上児の教育・保育は、「年間計画」、「月案」、「週日案」に基づき、基本的生活習慣の確立や、子どもの育ちを援助し興味関心のある遊びを主体的に展開できるように（アクティブ・ラーニング）、各年齢発達に応じて室内外の環境を整備し、計画的に保育を実践していました。また、様々な行事や活動において、友だちと協力し合って取り組んでいけるように援助、工夫していました。子どもたちの育ちや活動の様子は、随時写真や園だよりにて保護者や地域にきめ細かく発信していました。
- (9) 障がいのある子どもの教育・保育においては、個別の「指導計画」を作成し、保護者と緊密な連携を取りながら、集団の中で、安心安全に配慮して、子ども同士が共に育ち合えるように援助し保育を進めていました。年1回の児童発達支援センター専門職員の巡回指導において援助方法や関わり方の助言を受けて保育に活かしています。職員は実践に活かしていけるように園内外研修を受講し、個別の対応や統合保育に関する必要な知識や情報を得て、全職員で意見交換を行うなど共有できるようにしています。また、子ども同士が互いに育ちあえることを大切にしている教育・保育を実践していることを、「入園のしおり」や行事などを通じて、保護者や地域に発信しています。
- (10) 一日の生活を見通して計画性をもって遊びや生活を組み立てていました。在園時間に配慮して畳やソファ等、落ち着いて過ごせるスペースを設けたり、子どもの気持ちに寄り添う関わりを心掛けながら、好きな遊びができるように様々な遊びのコーナーを設置しています。異年齢の子ども同士と一緒に過ごす合同保育時間は落ち着いて安心、安全に過ごせるよう、子ども同士の関わりへの配慮を心掛けていました。延長保育児にはパンなどの軽食の提供をしています。全職員が一人ひとりの子どもについて把握できるように、各クラスからの「引継ぎノート」等を通して情報を共有し、保護者対応、引継ぎを適切に行っていました。
- (11) 「全体的な計画」に、小学校との連携、就学を見通した保育についての記載があり、それに基づき保育実践を積み重ねています。また「幼保小連携実施計画書」を作成し、5歳児の地域小学校行事への参加や、幼保小職員間の連絡会、合同研修等で（R5.9.8実施）地域の子どもたちを健やかに育む仲間として意見交換を行うなど、共通理解を図っています。保護者には、就学前個人懇談を行い、就学に向けての教育・保育内容を伝え、小学校教育への見通しが持てるように配慮しています。「認定こども園園児指導要録」は、日々の子どもの様子、保護者との関係をもとに、担任保育教諭が作成し、園長の確認後、小学校へ提出しています。

## 健康管理

- (12・13) 『健康管理マニュアル』が整備され、マニュアルに基づき職員会議で一人ひとりの健康状態等を把握し、共通認識して教育・保育に反映させるようにしていました。子ども全員の健康管理に関する書類は、入園児の記録に、年毎の健診結果、予防接種の状況などを追記し、保管していました。保護者には、園の子どもの健康に関する方針や取組をコードンや掲示にて知らせ、情報の提供、啓発等を行っていました。毎日2歳児はうがい、3～5歳児は、歯ブラシの消毒を徹底して歯磨き指導を行い、家庭でも協力してもらえらるような取り組みをしていました。全職員には、SIDSに関する知識を周知し、0歳児は一人ひとりにルクミーを装着する等、必要な取り組みを行っていることを記録にて確認しました。
- (14) 『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年改訂）に沿って、『食物アレルギー対応マニュアル』（2023.7.13改訂）を作成し、マニュアルに基づき、主治医の指示のもとアレルギー対応を行っていました。保護者には主治医からの「指示書」「生活管理指導表」を年2回提出していただき、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供を行っています。アレルギー除去食の提供に当たっては、誤食がないよう他児と机を分け個別トレイにて提供、複数のチェック等、配膳の流れについて毎年確認を行っています。アレルギー疾患、慢性疾患等についての研修は全職員対象で実施され、知識・技術の向上に努めています。保護者には「入園のしおり」に記載して説明会で伝えたり、子どもたちにはアレルギー児への配慮が必要なことや、食事中のルール等を理解できるように伝えていました。

【 健康・保健面での取り組み 】

- ① 登園時、午睡後の検温。体調不良の子どもは職員室にて感染防止。
- ② 手洗い、うがいの徹底（手洗いが十分できない1歳児クラスでは、保育教諭がついて一緒に洗う）
- ③ 玩具の消毒、室内換気（毎日）
- ④ 感染症が出た場合、職員間の情報共有と保護者への周知。
- ⑤ 幼児クラスは、今年度より個人の「健康チェック表」作り、毎日の体調や生活リズムの把握と体調管理を実施。
- ⑥ 0歳児クラスはSIDS、睡眠チェックセンサーと人間の目で呼吸の様子や向きを確認を5分毎に実施。寝つきの悪い子等個別対応し、傍につき、常に2名体制で見守る。

食 事

- (15) 『食育マニュアル』(R5.7.13作成)に基づき、食に関する豊かな経験ができるように「年間食育計画」を立て日々の保育内容に組み入れてきめ細かく実践していました。保育室では動線に配慮して遊びと食事のスペースを分ける等、年齢や発達に合わせた環境作りを工夫していました。乳児は個別に担当保育教諭が介助し、幼児クラスにおいてもテーブルごとに少人数に分け、子どもが落ち着いて楽しみながら食事ができるようにしていました。また子どもの発達に合わせて食材の大きさや食器、食具を変え、一人ひとりに合わせた援助を行っていました。食への興味関心を深めていけるように、野菜の栽培活動や食材に触れたりクッキング活動を取り入れていました。保護者には毎日の食事内容を展示し、おすすめレシピを提供したり、食育活動の写真を掲示する等、随時発信していました。

今年度上半期に、愛媛県新居浜市や鹿児島県始良市の保育園の0歳児の給食で「リンゴつまらせ」事故が発生していましたので、園の現状を確認しました。園では、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)に沿って『加熱し、すりおろした状態』で提供する事を話し合っている6/14付け議事録を確認しました。さらに一歩進め、『離乳食対応マニュアル』(2023年7月1日改訂)にも記載し、毎年、全職員対象の園内研修を実施する等、標準化のレベルを上げる事を期待します。

- (16) 給食の衛生管理は、『大量調理施設衛生管理マニュアル』(平成29年6月16日改訂)に基づき、きっちり決めた通り実施し、「給食点検表」に記録しています。2台の中心温度計の校正の実施 及び 定期的な校正記録の記載も、宜しく願い致します。「改正食品衛生法」にて2020年6/1より義務化された「HACCP」の考え方を取り入れた衛生管理の勉強も管理栄養士(入職3年目 モットー:おいしい給食をつくります!)を中心に着々と進んでいるようです。早期の導入を期待致します。

H ほんとに    A 危ないところは    C ちゃんと決めて    C チェックして    P ペンで記録する

【 管理栄養士等の食のチームによる子ども主体の食育に向けた取り組み 】

一年を通して、野菜の収穫、クッキング、行事食、テーブルマナーなど子どもたちは様々な行事を通して「食」に触れる。自ら野菜の苗を植え育て収穫することで、食材の大切さ、丁寧に育て食べるまでの過程を学ぶ、また苦手なものへ挑戦する気持ちを促し収穫の喜びを味わう。クッキングでは、食事を作ってくれる人への感謝の気持ちを持つ。給食では旬の食材や行事食を取り入れることで知識を身に付け、季節を感じ食事を楽しむ。テーブルマナーでは、食事の大切さを理解しマナーを守りながら食べることが食事を楽しむということを知る。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

特記事項

- (17) 毎日の送迎時に保護者に日々の活動や子どもの頑張っていたエピソードを伝えたり、家庭での様子を聞くなど、丁寧なコミュニケーションを図るようにしています。乳児クラスは、保護者と担任とのやり取りを記載する「個人連絡ノート」、幼児クラスは一日の保育内容、出来事を記載した「クラスノート」がありました。また、各保育室や玄関に、子どもたちが生き生きと活動している様子を写真に撮り掲示する等、よりよい信頼関係を築いていけるよう、きめ細かな情報交換に努めていました。
- 年2回の個人面談（6月、11月）や子育て相談などで、保護者からの相談に応じて、時間をかけて話を聞くようにしています。詳細な個人面談記録は、次年度の引継ぎにも活用できるようにしていました。保護者の就労形態に応じて時間を調整する等、随時相談しやすい体制を整えています。相談内容については、詳細な記録があり、職員会議等で共通認識するようにはしていました。また、様々な行事では、活動への取り組みの様子を伝え、子どもの成長を共有できるように努めていました。
- (18) 保護者支援として、延長保育や一時預かり保育を実施し、子育て支援事業として、園庭開放や子育て相談を行っています。また、園舎内に部屋を設け児童ホームを運営し、小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後等に安心して過ごせる生活及び遊び場を提供、一人ひとりの児童に目が行き届く育成を行っています。
- (19) 『虐待防止マニュアル』(R5. 7. 1作成) に基づく研修（12/6実施予定）、倫理委員会の設立等(R5. 7. 28設立）、職員には虐待等権利侵害の兆候を見逃さず早期発見するよう更なる周知徹底を進めています。日頃から子どもの言動や心身の状態、家庭での養育状況の変化等、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、保護者とコミュニケーションをとり、送迎時親子の様子を観察しています。必要がある場合は各々の職員が「チェックリスト」を活用し、早期発見・対応を心掛け、担任、主幹保育教諭、園長が個別対応や相談を行うようにしています。虐待等権利侵害の兆候を感じた場合は、幼保連携型認定こども園「児童虐待の予防と通報」に沿って、速やかに関係機関に通報する仕掛けが構築されており、園には通報義務がある事が『虐待防止マニュアル』に明記されています。要支援の必要な子どもについては、関係機関との連携状況も含め、継続した取り組みについての詳細な記録がありました。

**参考)** 保護者が苦しんでいる時は、きっと感受性の豊かな子どもも苦しみ、孤独の中で闘っています。万一、そんな状況があった場合に、いち早く気付く事が出来るのは、すぐ近くにいるプロフェッショナル保育教諭です。一番大変な時に大変な子どもを、心から包み励ましてあげてください。



**THE SIGNAL FOR HELP RESPONDER'S ACTION GUIDE**

世界共通のヘルプサインです

- 1 「手のひらをかざす」
- 2 「親指を曲げる」
- 3 「4本の指で親指を包む」

Signal For Help (シグナル・フォー・ヘルプ)  
Canadian Women's Foundation (カナダ女性財団) のHPより

評価チームでも時間が厳しい際等にサインを送って助け合っています

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

特記事項

<p>(20) 保育教諭は、「月案」、「週日案」に日々の教育・保育実践や運営等の振り返りや反省を詳細に記録することに努めていて、主幹保育教諭が添削指導を丁寧に行い、自己評価につながるようしていました。子どもへの関わり・クラスの様子や、日々の具体的な教育・保育実践について職員会議で共有したり、気になった場面の省察を話し合い相談できる時間を確保する等、次の教育・保育内容の改善・専門性の向上につなげていくように努めていました。</p> <p>職員は、年1回、自己評価を行い、園長に提出しています。それに基づいて園長が面談を行い、一人ひとりの職員の目標と課題を明確にして教育・保育実践の改善や資質の向上につながるよう指導していました。</p>
---

以上

- ★ 最後に、評価者一同で最善を尽くし、科学的なデータに基づくチーム評価を心掛けましたが、至らない点も多々あったかと思えます。堪忍なあ！！
- 5月からの約5カ月間、お付き合い頂き、どうもありがとうございました。
- 評価のプロセスで 「アクティブ・ラーニング」（主体的・対話的・深い学び）を求めました。
- 今後も同様にそれを続け、さらに後伸びして頂けたら幸いです。 （株）第三者評価

添付資料 : 10/11（水）訪問調査当日の計画書

結果データ・グラフ

保護者アンケート結果（園全体のデータ・グラフ）

## 開明かしの木こども園 前田 由季子 園長殿

いつもお世話になります。訪問調査 10月11日(水)の段取りをご送付致します。当日、3名でAM9:20頃伺います。

各クラスの「全体的な計画」、「指導計画」、「月案」が当日いつでも見れるようにご手配お願い申し上げます。

## 訪問調査計画書

ポイント (1) 子どもが”ど真ん中”に居るのか？

(2) 業務は標準化されているか、改善は進んでいるか？

(3) 客観性(マニュアル、記録、掲示、習慣)は確保されているか？

## 2023年 10月11日(水)

評価員	リーダ HF05-1-0098	HF21-1-001	HF18-1-003
9:30	ご挨拶 ①弊社より自己紹介、進め方の説明 ②園長より園の概要説明、強みの説明 ③園内見学		
9:50	I章 基本方針と組織 (9項目) II章1・2・3 運営管理 (13項目) 及び 栄養士・調理師さんからのヒアリング (A章 A15 A16 食の衛生管理) ①食育 (10月の献立表も確認) ②離乳食 (果物の提供も確認) ③衛生管理(HACCPも確認)	II章(4) 運営管理 (5項目) III章 福祉サービス実施(20項目)  [幼児教育・保育状況観察]	A章 幼児教育・保育実践(20項目)  除く項目 栄養士・調理師さんからのヒアリング (A章 A15 A16 食の衛生管理) [幼児教育・保育状況観察]
12:00	昼食 新型コロナを警戒し、園児と同じ給食を、園児とは別室でお願いします (当日現金で3人分お支払いします)		
午後 12:45	(上記の続き)	(上記の続き)	(上記の続き)
14:30	評価員3名で打合わせ (*どこか打合用スペースをお願いします)		
15:00	最終会議 (本日の結果のご説明)		

15:30

☆ 保育理念・方針、遵守すべき法令名10個が全職員に周知徹底されているか、当日「筆記テスト」実施します

子ども中心の対応でOKです ①終了予定時間 15:30頃 ②適宜、休憩時間を取ります ③当日 9:20頃伺います